

事務連絡

令和2年4月30日

令和2年7月1日改定

一般社団法人日本船主協会 殿
外国船舶協会 殿
日本船舶代理店協会 殿
外航船舶代理店業協会 殿
一般社団法人日本港運協会 殿

外航貨物船の船内荷役時の
新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項

国土交通省海事局外航課長
国土交通省港湾局港湾経済課長

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の下でも、グローバル・サプライチェーンを維持し、国民生活や産業活動に必要な物資を安定的に供給していくことが求められており、そのためには、外航貨物船の船内荷役時の外航船員と港湾労働者の相互間の感染を防止するとともに、これらの労働者が安心して船内荷役に取り組むことができる環境を整えていくことが重要です。

このため、厚生労働省が企業に対して要請している取組や、国内外の外航貨物船や港湾における取組例などを参考に、下記のとおり、外航海運事業者や港湾運送事業者向けに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」をとりまとめましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会の傘下会員の皆様にも下記を参考に新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の充実・強化をお願い致したく、貴協会におかれましては、傘下会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

記

- ① 以下のいずれかの症状がある者は、船内荷役（打ち合わせ及び作業）に従事させないこと。（有症状の外航船員は船内の別室等へ隔離し、有症状の港湾労働者は乗船させないこと。）
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある者（解熱剤を服用中の者も同様に扱う。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ② 外航船員及び港湾労働者は、真に業務上の必要がある場合を除き、相互に接触を控えることとし、電子メールその他の方法により代替するなど業務の進め方を工夫すること。
- ③ 対面での会話や目視による点検など、外航船員と港湾労働者がやむを得ず業務上接触する場合は、以下に掲げる取組みを実施すること
 - ・ 必要最小限の参加者及び時間で行うこと
 - ・ 相互間の距離を確保すること（できる限り2メートル（最低1m）を目安とする）。
 - ・ 物品（書類、USBメモリ等）の直接の手渡しはできるだけ避けること。（例えば、「一方が物品を置いた後でそこから離れ、他方が近づいて受け取る」など）
 - ・ 外航船員は、港湾労働者の乗船中は、船内のタリールーム（検数室）や港湾労働者用のトイレ・休憩室の使用を避けること。港湾労働者は、船内の業務上必要のない場所に立ち入らないこと。
- ④ 船室内の換気に努め（※1）、打ち合わせは、屋外又は換気の良い船室内で行うこと。
 - ※1：機械換気の場合は、換気設備を適切に運転・管理すること。船室内の窓の開閉が可能な場合は、気象・海象の状況も勘案しながら、1時間に2回以上（30分に1回以上）の頻度で窓を全開して数分間程度換気すること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。
- ⑤ マスク（入手できない場合は、簡易フェイスシールドや布等の鼻や口を覆うもの）を着用すること。

⑥流水と石けんによるこまめな手洗い(※2)又は手指のアルコール消毒(※3)を徹底すること。

(出社・帰宅、乗船・下船、飲食・喫煙・トイレ等の際にこまめに実施)

※2：洗い残しがないよう、丁寧に最低30秒以上かけて手洗いをする
こと。

※3：手指消毒用アルコールは、エタノール濃度70～83%のものを
使用すること。(消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度
のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、70%
以上の消毒用エタノールが入手困難な場合には、60%台のエ
タノールを使用してよい。)

⑦船側は、船内荷役を開始する前及び後に、港湾労働者が手指で触れる場所
(※4)の消毒(※5)を実施すること。

※4：タラップの手すり、ドアノブ、トイレの排水レバー、打合せスペース・休憩室等のテーブルや椅子、照明や空調機器のスイッチ類、荷役機器の操作装置等の港湾労働者が手指で触れる箇所。

※5：消毒は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭きすること。または消毒用アルコール等で消毒すること。

・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用すること(使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認すること)

⑧新型コロナウイルスへの感染防止対策と熱中症対策の両立を図ること。

・上記のとおりマスクの着用が推奨されるが、高温・多湿の環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外しても差し支えない。その際は、周囲の人に断りを入れ、大声での会話や相手と正面で向かい合っ
ての会話を避けること。

・高温・多湿の環境下でマスクを着用する場合は、強い負荷の作業等は避け、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を心がけること。また、休憩の際は、周囲の人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保した上でマスクを外しても差し支えない。その際は、周囲の人に断りを入れ、大声での会話や相手と正面で向かい合っ
ての会話を避けること。

・少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動すること。

⑨新型コロナウイルス感染症の患者が発生した外航貨物船に関し、検疫所、保健所等の行政機関から船内の消毒等の指示や指導があった場合は当該指示等に速やかに従うこと。